

虐待防止指針

多機能型事業所 キッズゆうゆう

○基本的な考え方

障害児・その家族を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるように支援を行います。また、障害児・家族に対する虐待の発生予防から虐待を受けた障害児・家族が安定した生活を送れるようになるまでの各段階において、障害児・家族の権利擁護を基本に置いた切れ目のない支援体制を構築することを務めます。

○根拠となる法律

障害者虐待防止・児童虐待防止法

虐待とは、当施設の職員が児童に対して行う次の行為のことをいいます。

- (1) 児童の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること
- (2) 児童にわいせつな行為をすること又は児童にわいせつな行為をさせること
- (3) 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、又は保護者以外の同居人による同様の行為の放置、監護を著しく怠ること
- (4) 児童に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応。児童が同居する過程における配偶者に対する暴力、その他児童に著しい心理的外傷を与える言動

○虐待防止のための職員研修に関する基本方針

全ての職員に対して、虐待を未然に防止するために職員教育を行います。

- (1) 定期的な教育・研修(年1回)の実施
- (2) 新任者に対する虐待防止のための研修実施

※身体的拘束等の適正化のための職員研修と一体的に行うものとします。

○虐待発生時又は疑いがある場合の報告・対応に関する基本方針

虐待発生時又は疑いがある場合、以下の対応を行っていきます。

- (1) 虐待報告等の受付・対応と委員会の実施

虐待防止責任者：松田 洋子

受付担当は、虐待防止責任者とする。また、担当者不在の場合は、全ての職員が受け付けることが出来ます。その場合は、速やかに担当者へ報告することとします。

虐待防止責任者は障害児・家族・職員等から虐待(疑い)に関する報告を受けた場合、市町村障害者虐待防止センターに虐待(疑い)の通報を行う。また委員会を開催し、事実確認・今

後の対応・分析・再発防止策の検討を行い、関係機関と協力し、実行していきます。

虐待防止を目的として、年1回以上開催し、身体的拘束適正化委員会と一体的に設置・運営を行います。

・職業性ストレス調査票、虐待防止チェックリストなどの虐待防止アンケートの定期的な実施と振り返りを行います。

(ア) 苦情解決

苦情への適切な対応は、利用者の満足感を高めること等に加えて虐待防止対策ツールの一つと考え、真摯に向き合い対応していきます。そのため、当事業所は苦情受付・解決責任者(虐待防止責任者とします。)、第三者委員会を設置します。

(2) 利用者本人や家族等に対する説明と対応

虐待報告を受けた虐待防止責任者・管理者は、虐待を受けた利用者の安全確保を最優先に行います。職員が虐待を行った場合は、虐待の事実確認ができるまでの間、出勤停止等の何らかの措置を講じ利用者やその家族に虐待発生の経緯・内容・改善策について説明し、安心できる環境づくり・信頼回復に努めます。

(3) 養護者等による虐待を発見した場合

(1) 虐待報告等の受付・対応と委員会の実施の記述の通りに対応します。

事実確認・対応中に利用者が当事業所を利用する場合、利用者の置かれている状況を理解し、受容に関わり不安や緊張を和らげられるよう対応を心がけます。また、職員間の情報交換を密に行い、利用者が安心できる環境づくりを行っていきます。

(4) 記録と改善策の報告

虐待防止責任者は、記録様式を用いて虐待報告受付から解決・改善までの経過と結果について記録します。また、虐待通報者及び被虐待者に対して改善を約束した事項について、随時状況を報告していきます。

○虐待防止のための各職種の責務及び役割

虐待防止のため、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応します。

○その他、防止の適正化推進のために必要な基本方針

(1) ヒヤリハット報告書

職員が支援の過程等で、事故に至る危険を感じてヒヤリとしたり、ハッとした経験を記録し、早い段階で事例を把握・分析を行い、適切な措置を講じていきます。

(2) 職員としての取り組み

虐待を未然に防ぐために、子どもから受けた言葉や暴力等に職員のその時の心理状態によっては無意識に反応してしまう場合があります。管理者は、職員の心理状態を把握しながら、相談を受けるフォロー体制を作る等にも取り組みます。

①職員自身が落ち着くためのスキルの獲得について

(ア) 自分のことを知る時間を持つ

自分がどういった子どもの行動に感情が動かされるか、自分のどういった行動(声が大きくなる、顔が赤くなる等)をとっているかを知る。また、そのような時があった場合にどうするか事前に考え、練習していく。

(イ) 落ち着くためのスキルを獲得する

他職員に助けを求める、その場を一時離れる、深呼吸をする等、落ち着くためのスキルを獲得しておく。

(ウ) 自身の情緒の変化に気づけずにいる場合の対応

自分自身の情緒の変化に気づけずにいる場合には、職場の仲間から、声かけをしてもらってから落ち着くためのスキルを使用する。

②どのように助けを求め、職員集団としてどのように対応するか

業務に入る前に職員それぞれに助けを求める職員を決めておく。

普段から助けを求める練習をしておく。

助けを求める。タイミングをスーパーバイザーが実際の現場で教えていく。

③自身の心理状態を知る

子どもの行動や背景を理論的に理解しても、それまでの職員自身の経験や受け入れがたい状態像などから、どうしても気にしてしまう。そのことで情緒が揺さぶられるようなことがある。そのような時は、スーパーバイザーや管理者に苦手と感じている子どもの状態像や行動を相談するようにする。

④施設内での支援の公平性の維持

子どもが職員によって態度を変えるのは、職員によって子どもの行動に対する関わりが違えることが一つの要因と考えられる。また、子どもの中では、「どうしてあの子だけ」と公平性の欠如を抱えている子どもも少ない。その点の支援は、明確で再現でき皆に公平である者でなければならない。また、子どもの状態が落ち着かない、課題の多い子どもが多数を占めると職員一人ひとりが無理をし、施設に余裕がない状態が起こる。管理者は、事業所の専門性を明確にし、他へ頼るところを明確にしていく。

○指針の閲覧について

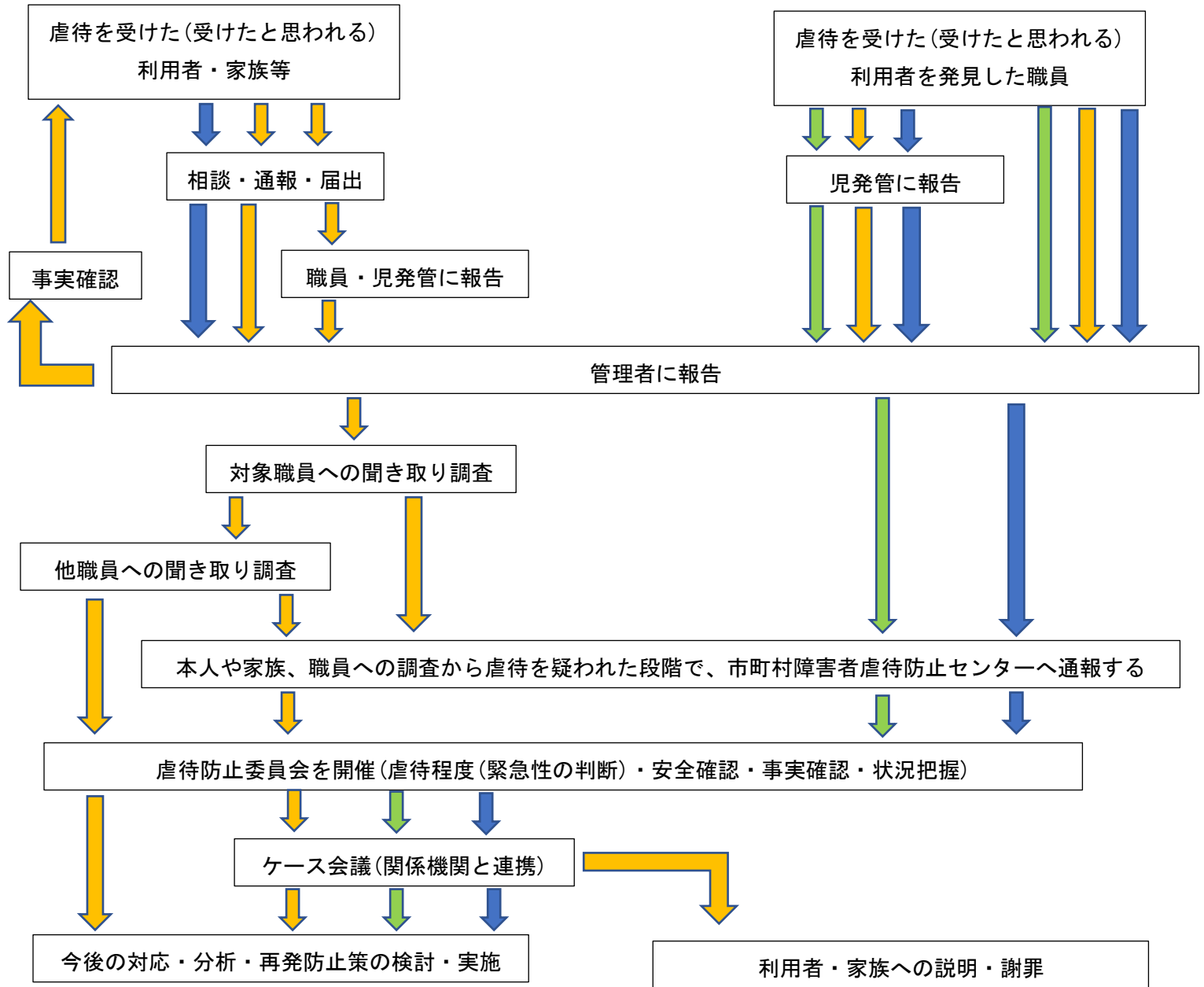
当事業所の虐待防止指針は、求めに応じていつでも利用者及び家族等が自由に閲覧できるように当事業所のホームページに公表します。

附則

この指針は、令和4年4月1日より施行する。

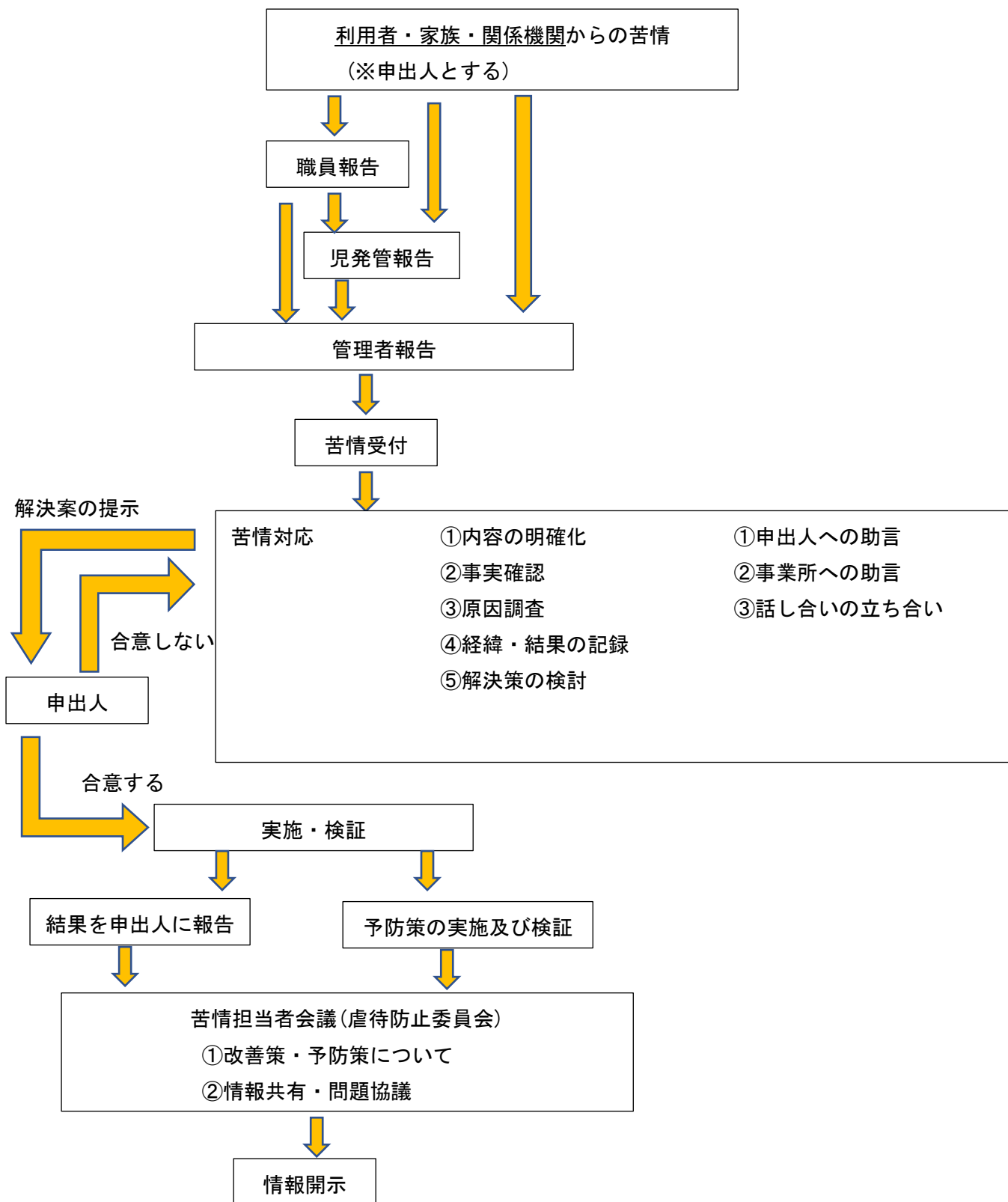
令和8年1月1日より施行する。

虐待対応フローチャート



- ➡ . . . 養護者による虐待
- ➡ . . . 職員による虐待
- ➡ . . . 関係機関による虐待

苦情対応フローチャート



○障害程度

緊急事態	障害児の生命に関わるような重大な状況を引き起こしており、一刻も早く介入する必要がある
要介入	放置しておくこと障害児の心身の状況に重大な影響を生じるか、そうなる可能性が高い状態。本人の自覚の有無にかかわらず、専門職による介入が必要
要見守り	利用児の心身への影響は部分的であるか顕在化していない状態。知識不足等により不適切なケアになっていたり、長年の生活習慣の中で生じた言動などが虐待に繋がりとつあると思われる場合など

○虐待の種類

身体的虐待	身体的暴力のこと
性的虐待	子どもへの性的行為や触れさせること、見せることなど
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、酷く不潔にする、重病でも病院に連れて行かないなど
心理的虐待	言葉による脅し、無視、兄弟間での差別的扱い、子どもの目の前でDVなど

○市町村障害者虐待防止センターの連絡先一覧

・養護者・福祉施設従事者等・使用者による虐待の通報・届出・相談窓口

窓口	連絡先	時間
障害者権利擁護・虐待防止センター	086-259-5303	24時間
津山地域障害者虐待防止センター	080-2934-1750	24時間
奈義町役場こども・長寿課	0868-36-6700	平日のみ 8:30~17:15
	0868-36-4111	夜間・休日
勝央町役場健康福祉部	0868-38-7102	平日のみ 8:30~17:15
	0868-38-3111	夜間・休日

・使用者による障害者虐待の通報・届出・相談窓口

窓口	連絡先	時間
岡山県障害者権利擁護センター (（公社）岡山県社会福祉会)	086-226-6111	平日のみ 8:30~17:15 夜間・休日は留守番電話

○職場ストレスチェック

厚生労働省「5分でできる職場のストレスチェック 心の耳」を使用する。